

## 第一三共グループ人権ポリシー

第一三共グループは「革新的医薬品を継続的に創出し、多様な医療ニーズに応える医薬品を提供することで、世界中の人々の健康で豊かな生活に貢献する」ことを企業理念に掲げています。そして、企業の行動原則である第一三共グループ企業行動憲章と、全ての第一三共グループ役員および従業員が取るべき行動を具体化した第一三共グループ個人行動規範において、人権尊重を謳っています。私たちは、これらの行動原則に則り、人権に配慮した行動を実践します。

### 人権尊重へのコミットメント

第一三共グループは、企業活動を行うにあたり、人権への配慮が必要であることを強く認識し、ここに第一三共グループ人権ポリシーを宣言します。

また、サプライヤーを含むすべてのビジネスパートナーにも、本ポリシーを理解し、支持していただくことを期待しています。

企業活動を行うにあたっては、人権に関するすべての法令を遵守し、「世界人権宣言」と国際人権規約である「市民的及び政治的権利に関する国際規約」「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、「労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関（ILO）の宣言」および国連「ビジネスと人権に関する指導原則」などの国際的な規範や基本原則を尊重します。また、国連グローバル・コンパクトの署名企業として、人権、労働、環境、腐敗防止の4分野10原則を支持します。そして、人権を尊重する企業活動を通じてSDGs（持続可能な開発目標）「誰一人取り残さない-No one will be left behind」の実現に貢献します。

なお、企業活動を行う国・地域における法令が国際的に認められた人権と一致しない、または相反する場合は、国際的な人権原則を最大限に尊重するための方法を追求します。

### 第一三共グループの事業と関係する人権課題

#### グローバル製薬企業としての責務

第一三共グループは、グローバル製薬企業として、私たちの企業活動と人権が深く関係する極めて重要な以下の課題について、関連法令を遵守するとともに、ステークホルダーからの期待も考慮し、人権尊重に向けた取り組みを進めます。

- ・ 第一三共グループ医療アクセスポリシーに則り、「研究開発の促進」、「医薬品へのアクセス向上」および「地域医療基盤の強化」を通じ、医療アクセスの拡大に貢献します。
- ・ 医薬品アクセスが困難な国や地域においては、アクセスの改善を最優先として、特許の出願や権利行使などはアクセスを阻害しない必要最小限の範囲にとどめる方針で柔軟な対応を行います。

- ・ 生命に対する高い倫理観のもとで、研究開発活動を行います。当社が行うすべての臨床試験（治験）および臨床研究は、ヘルシンキ宣言、ICH-GCP および各国の薬事規制等を遵守して実施し、本人の自発的な自由意思に基づいたインフォームドコンセントを厳守します。
- ・ 医薬品に対する信頼を損ないかねない偽造医薬品の問題を解決するために、製剤・包装技術などの研究開発に取り組むとともに、各国・地域の規制やリスクに合わせて的確に対応します。
- ・ 患者さんや医療関係者、その他のすべてのステークホルダーの個人情報や安全に管理し、保護します。

## 調達における人権

第一三共グループは、調達における人権に配慮するために持続可能な調達を推進します。また、ビジネスパートナー行動規範に則り、ビジネスパートナーに対し、人権を尊重することを促します。定期的にビジネスパートナーの取り組み状況を確認し、必要に応じて対話を行います。

## 職場における責任

第一三共グループは、従業員の多様性を尊重し、健康と安全に配慮した、働きやすい職場環境を整備するため、第一三共グループピープルフィロソフィーに則り、以下の人権課題について重点的に取り組みます。

- ・ すべての従業員に働きがいのある人間らしい仕事の実現を目指した活動を促進します。
- ・ ハラスメントや、差別のない職場環境づくりに取り組みます。
- ・ 児童労働や、強制労働は認めません。
- ・ 適切な労働安全衛生の推進に取り組めます。
- ・ 法令に従い、結社の自由と団体交渉権を尊重します。
- ・ 法令に従い、適正な労働時間および賃金の実現に取り組めます。
- ・ 公正な採用活動に取り組むとともに、魅力ある人材育成や適切な処遇等により、従業員の能力発揮を支援します。

## 人権デューディリジェンス

第一三共グループは、人権デューディリジェンスを実施し、企業活動による顕在的・潜在的な人権リスクを評価し、把握し、未然に防止し、軽減します。

また、私たちの企業活動が直接的に、あるいは間接的に人権に及ぼす影響があることを理解しています。人権に関わる影響について適切に把握し対応するため、関係するステークホルダーと積極的に対話と協議を行います。

これらを実現するため、人権と企業活動との関わりについて、役員・従業員が理解を深め、人権を尊重するよう、教育・啓発を継続的に実施します。

## 救済措置

第一三共グループは、外部ステークホルダーからの苦情を含めたさまざまな声を聞くことができる通報制度を構築・運用します。従業員に向けては法令違反やハラスメント等、各国や地域の状況に応じた通報や相談を受け付ける通報制度を構築・運用します。

また、企業活動に伴う人権への影響について、将来起こりうるリスクも含めて、より効果的な対応を図るために通報制度を含めた救済手続きの改善・構築に取り組みます。

第一三共グループは、人権に対する影響を引き起こした、もしくはこれを助長したことが判明した場合は、適切に対処し、是正に努めます。

## 情報開示

第一三共グループは、本ポリシーに基づく人権尊重の取り組みの進捗ならびに結果を継続的に開示します。

## ガバナンス

CEO が本ポリシーの運用のための体制整備の責任を担います。

代表取締役会長 兼 CEO

眞鍋 淳

付則

### 第1条 主管部所

このポリシーの主管部所はサステナビリティ部とする。

### 第2条 規程の種類

このポリシーの種類は統括ポリシーとする。

### 第3条 施行期日

このポリシーは 2020 年 6 月 1 日から施行する。

2024 年 4 月 1 日改正